

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
あつたときは、
翌日)

目 次

◇ 示 健康保険法による保険医の登録

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
保安林予定森林にする旨の通知

”

”

保安林の指定の解除

土地の用途廃止

”

都市計画事業の認可

◇ 選管規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を
改正する規則

◇ 教委告示

臨時教育委員会の会議の招集

告 示

鳥取県告示第四百四十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令
第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
常松 久晃	日野郡日南町生山五一八	鳥医 第一五一四号	昭和四十五年六月十日

鳥取県告示第四百四十五号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区
域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十五年六月二十三
日から施行する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

別表を次のように改める。

- 茨城県東茨城郡 同県北相馬郡 同県猿島郡 山梨県東八代郡 京都府
- 中郡 同府宮津市 大阪府貝塚市 奈良県磯城郡 和歌山県有田郡 岡
- 山県英田郡 広島県三原市 同県御調郡 同県安芸郡

鳥取県告示第四百四十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和
二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字坂本字黒川南平一八六から一八九まで、字黒川奥二八二、大字三徳字清水三一九の三から三一九の四まで、字清水頭三三三、三二五、三二六、三二七の一、三二八の一、三二八の二、字下向頭、三三七の三から三三七の四まで、字海老谷頭九三八の三から九三八の三まで、九三九、九四〇の一、大字俵原字菅原二九〇の一、二九〇の二、大字神倉字後口山一一七三、一一七四の一、一一七四の二、一一七五の一、一一七五の二、字那倉一一七九の一、一一七九の三から一一七九の六まで、大字吉田字天谷上ミ平七六五の一、七六五の二、字天谷南平七六六、七六七の一、七六七の六から七六七の一〇まで、大字高橋字巖峯寺一から四まで、五の一、五の二、六、大字東小鹿字ズンバイ谷一一八九の一、一一八九の三、一一二〇の一、一一二〇の二、字大谷平一二五二の一、一二五二の七、一二五五、一二五六、字後口山一三九六の一、字松露谷一三九七、一三九八、大字神倉字本谷平四七五の一、四七五の六、四八二、四八三、大字西小鹿字河代三五から三七まで、字伊蛇原五八の一、六五、大字鉛山字大煉利一七〇の三、一七〇の五、一七〇の七、大字笏賀字池ノ谷四四四、四四五、四四五の第一、四四六、四四七の一、四四七の二、四四八、四四九、字花倉谷四五一から四六二まで、四六三の一、四六三の二、四六四、四六五の一、四六五の二、四六六、四六七、四六九、字鳥越へ四七〇、四七二、四七二の第一、四七三、四七四、四七五の三から四七五の三まで、字時信谷五七四から五七六まで、大字小河内字坂根三五五、字大岩三八一の一、三八二の三から三八二の五まで、字越地谷

奥三八三の三から三八三の三まで、字丸山向四三六の三から四三六の四まで、四三七、字奥飛井ヶ谷四四六の一、四四六の二、字登峯四四七の一から四四七の一〇まで、字合鉢四四八の一、四四八の二、四四八の一から四四八の一八まで、四四九の一、四四九の一五から四四九の二六まで、四五〇、四五〇の一、四五二、大字木地山字向下小屋一八〇の一、一八〇の一五、字中小屋三一二の一、三一二の四、字今井谷三二四の一、字力石平四五九、四六〇の一、四六〇の四、四六〇の一五、字深知川向四七七の一、字五輪谷五八二の三から五八二の三まで、五八二の二二から五八二の二五まで、字能谷奥七九二の一、七九二の二、字栗祖一〇一九の一〇、一〇一九の一、一〇一九の四、大字加谷字瀧ノ谷七五八の五から七五八の四五まで、字下タノ谷七六八の一、七七〇の一四から七七〇の二七まで、七七〇の二九、七七〇の三二、七七〇の一、字西ノ谷奥七七二の一、七七三、七七四の六から七七四の五五まで、七七四の五七、字小保木奥七九三の一、七九三の六、七九三の二二、七九三の一八から七九三の三五まで、八〇八から八一二まで、八一五の一、字向フ小保木八一六の三から八一六の四まで、八一六の八、八一六の一〇から八一六の一三まで、八一六の一五、八一六の一六、八一七から八二二まで、八二四の一、八二四の二、八二六、八二七、八二八の一、字向山八二九の一、八三〇、八三一の一、八三三、八三四、八三五の一四、八五二の一、八五二の二九、八五二の五一、八五二の五三、大字穴鴨字余川谷一二九六の七、一二九六の一〇、字小原一三四七から一三四九まで、一三五二、一三五三、一三五四の三から一三五四の三まで、一三五五、一三五六、一三五九の一、一三六〇、字向キ津谷一三六一から一三六三まで、一三六五の一、一三六五の二、字オノ木一三六七、一三六八、字

大平ル一三六九の一、字仲畑一三七二の一、一三七二の二、一三七二の四、一三七三、字水原一三七五の一、一三七五の二、字大谷一三九八の一、一三九八の一六から一三九八の一九まで、一三九八の二一、大字大谷字若杉一七八の一、字堂ノ子九四四、九四五、九四六の一から九四六の六まで、九四七、九四八、字穴谷九四九、九五〇の一、九五〇の二、九五一から九五三まで、九五四の二、九五五の一、字荒神谷九五六の一から九五六の六まで、九五七から九六二まで、大字下西谷字黒谷奥四八五、四八六、四八七の一、四八七の四、四八七の五、四八八、字足谷五〇二の一、字鍛冶屋谷五一の一、字小来木谷五四三の一、五四三の三から五四三の五まで、大字田代字四十曲り谷六九六、字橋ノ谷六九八、六九九の一から六九九の九まで、六九九の一、六九九の二、字高丸七〇〇の二、七〇〇の三、七〇〇の三三、大字下畑字座性六五四から六五六まで、字太平六五六の次一、六五六の次二、字座性六五八から六六〇まで、字太平六六四、六六四の第一、六六四の第二、六六四の第五から六六四の第一一まで、字座性平六七〇の一、六七二の一、六七二の二、字小代路六七三の一、六七三の二、六七三の四、六七三の五、字谷ノ奥六八三、字一ノ奥七〇一の一、七〇二の一、字下大杉七〇三の一から七〇三の六まで、字上大杉七〇四の七、七〇四の一四から七〇四の一八まで、字郡家七四三、七四四、字平内谷七六八の一、七六八の二、七六九、七八〇の一、七八〇の二、七八三の一、七八三の二、七八三の五、七八三の六、七八三の八から七八三の一〇まで、七八四の一、七八四の五から七八四の八まで、字猿カオ七八六の一、大字上西谷字スモト谷四〇一の一、四〇一の二、字菜畑四〇四、四〇五の一、四〇五の六、字宮ノ谷四〇八の四、四一〇の一、字家ノ奥四一四、四一五、四二〇の

一、四二〇の二、字足谷四二一の一、大字福本字ツムギ四の一、六、七の一、七の三、大字福山字曹源寺谷一の一から一の三まで、二の一、二の四、字久原谷四二の一、四四、四五の一から四五の四まで、四六の一から四六の三まで、字岡谷一〇九の一、一〇九の二、一一三、一一四、一一五の一、一一五の二、字西谷一一六、一一七の一、一一七の二、一一八から一二〇まで、字追分ヶ谷一九九の一、二〇〇の一から二〇〇の三まで、字梅ヶ谷二〇一の二から二〇一の四まで、字小松谷二〇二、二〇三の一、二〇三の二、字桜ヶ谷二六八、二六九の一、二六九の二、字沢谷二七〇の一、二七一の一、字横ヶ谷三〇六の一、三〇七、三〇八、字大柞谷三〇九の一、三〇九の二、三〇九の四、三〇九の五、三〇九の七、三一〇、字牧原奥五三四の一、五三五の一から五三五の五まで、五三六、大字曹源寺字小来ル木奥二六の一から二六の三まで、二七の一、二七の二、字寺山五七八の一、五七八の四、字真谷五九一の一、五九二の一、五九五の一、五九六の一、五九七の一、五九九、六〇〇の一から六〇〇の三まで、六〇〇の五から六〇〇の四一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字西字塚字古屋谷口六四九から六五五まで、六五六の一、六五六の二、六五七から六七六まで、字栃木谷七〇〇、七〇一、字柿木谷七一二から七一六まで、字ソラサコ七二一、七二二、字山神谷七二二の二から七二三の四まで、七二七、七二八、字ナメラ谷七三〇、七三一、七三二の一、七三二、七三三、七三三の一、七三四、七三五、字ハタカ谷七三六、七三七、七三七の一、七三七の二、七三八、七三八の一から七三八の五まで、七三九、七三九の第一、七四〇、七四〇の一、七四〇の第一、七四一、七四一の一、七四二、七四二の一、七四三、七四三の一、七四四、七四五、七四五の第一、七四六、七四六の第一、字少ナ谷七八一から七八三まで、七八三の一、七八三の次一、七八三の二から七八三の五まで、七八〇、七八四、七八四の次一、七八五の二六から七八五の三四まで、七八五の三六、七八五の三九から七八五の五八まで、七八五の六〇、七八五の一〇三、七八五の一〇六から七八五の一二九まで、七八五の一三九から七八五の一四七まで、字岩ナメ下谷一〇〇

四から一〇〇七まで、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇〇九から一〇一七まで、一〇一七の一、一〇一八の一から一〇一八の二四まで、一〇一九から一〇二四まで、一〇三四、字岩ナメ上谷一〇三五から一〇三九まで、一〇四一から一〇四七まで、字鳥越ノ谷一〇五〇、一〇五五の一、字添造一〇五六から一〇五八まで、一〇五八の次一、字添谷平一〇五九から一〇六一まで、字吉ヶ谷一〇八〇から一〇八三まで、一〇八四の二、一〇八四の一〇から一〇八四の二二まで、一〇八五から一〇九五まで、一〇九五の一、一〇九六、一〇九七の一から一〇九七の二二まで、一〇九八から一〇九九まで、一一〇九の一、一一〇九の二、一一一〇から一一一二まで、一一一二の一、一一一二の二の次一、一一二の次一、一一一三、一一三の一、一一一四、一一一四の一、一一一五、一一一六の一から一一六の二四まで、一一一七、一一一八、字坂ノ谷一一二の一、一一二の四から一一二の七まで、一一二の九から一一二の二六まで、一一二三、一一二四の一、一一二四の二、一一二五から一一二七まで、一一二七の一、一一二八から一一三〇まで、一一三〇の一、一一三一、一一三二、一一三二の一、一一三三、一一三四、字檜ヶ谷一一三五の一から一一三五の四まで、一一三七から一一四四まで、一一四四の一、一一四五から一一五〇まで、字ネサガ澄平一一五三から一一五八まで、字又毛谷一一五九の一、一一六〇から一一六四まで、字流レ谷一一八六の四一、大字大背字川谷口一二五一の二から一二五一の三まで、一二五二から一二五五まで、一二五五の第一、一二五六の一から一二五六の六まで、字荒前一二五七の一、一二五八の一、一二五九から一二六一まで、一二六二の一、一二六三、一二六四の一、字荒神谷奥一二六五から一二七〇まで、字西之谷一二七七、一二七八、一二八〇、一二八一の一、一

二八一の二、一二八二の一、一二八二の二、一二八三から一二八七まで、
 一二八七の第一、一二八八、一二八八の内一、一二八九から一二九三ま
 で、字一ノ谷奥一三二二から一三一八まで、一三一九の一、一三一九の
 二、一三二〇から一三三一まで、一三三二の一から一三三二の八まで、
 一三三三の一、一三三三の二、一三三四、一三三五、字片山上一三五八、
 一三五九の一、一三五九の二、一三六〇、字谷奥上一三六一から一三七
 九まで、字漆ヶ谷一四一七から一四二四まで、字龍ヶ谷一四二五、一四
 二六、一四二六の一、一四二七から一四四〇まで、一四四一の二から一
 四四一の一八まで、一四四二の一から一四四二の三まで、一四四三、字
 クビキレ一四四五の八、一四四六、字霜月田山一四八三、一四八四、一
 四八五の一から一四八五の四まで、字藤屋根山一四八六の一から一四八
 六の九まで、一四八七から一四九七まで、字スケカ谷一四九九から一五
 〇九まで、字中田上一五一〇から一五一一まで、字山神谷一五一三から
 一五一五まで、字小谷一五一六から一五一八まで、字陰平一五一九から
 一五二四まで、一五二五の一、一五二五の二、字宮ノ下一五二六の一、
 一五二六の二、一五二六の四、一五二七の一、一五二七の二、字宮谷一
 五二八、一五二九、一五三〇の一、一五三〇の二、一五三一の一、一五
 三一の二、字大宮谷一五三二の一、一五三三、字カウカ谷奥一五七〇の
 一から一五七〇の三まで、一五七一から一五八三まで、字谷奥山一五九
 三、一五九四の一、一五九四の二、一五九五から一六二三まで、字家ノ
 本一六二四から一六三六まで、字莊谷奥一六三七から一六五三まで、一
 六五四の一、一六五四の二、一六五五から一六六六まで、一六六七の一、
 一六六八から一六七九まで、字ホキノ上一六八〇、一六八一、字古屋上一
 六八九から一六九八まで、字城ノ尾一六九九から一七〇一まで、一七〇三、

一七〇四の一、一七〇四の二、一七〇五、一七〇六、字池田山一七〇七
 の一、一七〇七の二、一七〇八から一七二二まで、一七二三の一、一七
 二三の二、一七二四から一七二六まで、大字早瀬字小田^途四〇二、四〇
 二の一、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一、四〇五の一、四〇五の
 二、字荒神^途四〇六から四一〇まで、四一〇の一、字アゲサ四一一、四
 一二、字荒神^途四一三、四一四の一、四一四の二、四一五の一、四一六、
 字早皆地四一七から四二一まで、四二二の一、四二二の二、四二三、四
 二四、四二四の一、四二五の一から四二五の三まで、四二六、四二六の
 一、字北谷四二七の一から四二七の六まで、四二八、四二八の一、四二
 九、四三〇、四三〇の一、四三一から四三三まで、字土居ノ上四三四の
 一、四三五、四三六、四三七の一から四三七の四まで、字大谷四四四の
 一、四四四の二、四四五から四四八まで、字長^途四四九、字牛谷四五〇、
 字大谷上平四五八の一、四五九、四六〇、四六一の一から
 四六一の三まで、四六二の一、四六二の五、字小谷四六三の一、四六三
 の二、四六四、四六五、字千谷四六六、四六六の一、四六六の二、四六
 七から四七〇まで、四七一の一、字関ノ^途四七二、四七三の一、四七七
 の一、四七八、四七八の一、四七九、四七九の一、字馬場谷下平四九〇
 の一、四九一から四九四まで、四九五の次一から四九五の次三まで、四
 九五の四から四九五の六まで、四九六、四九六の次一、四九七から五〇
 三まで、字中尾五〇四の二から五〇四の四まで、五〇五、五〇五の次一、
 五〇六、五〇七、五〇七の一、五〇七の二、字馬場谷上平五〇八、五〇
 八の一、五〇八の二、五〇九から五一二まで、五一二の第一、五一三の
 一、五一四、大字三田字大町九八四から九八七まで、九八八の一、字奥
 林一〇五七から一〇六一まで、字スルシ谷一〇六二、字小ナメラ一〇六

三の一、一〇六三の二、字大ナメラ一〇六四、字ムカデサコ一〇六五の
 一から一〇六五の四まで、字バンノキ一〇六六、字深谷一〇八五の
 一から一〇八五の三まで、字行口一〇八六の一、一〇八六の二、字狼サゴ一
 〇八七、字カシガ谷一〇八八の一から一〇八八の三四まで、字滝谷一〇
 八九の一、一〇八九の二、字漆ケサコ平一〇九〇、字一ノ谷山一〇九一
 の一、一〇九一の二、一〇九一の四から一〇九一の五まで、字秋谷一
 〇九二、一〇九五から一〇九八まで、一〇九九の一、一〇九九の二、一
 一〇〇〇から一一〇二まで、大字横田字清水ケ谷奥上一二一八、二二〇から
 二二三まで、字本谷二三八の一、二四二、二四四の二、二四四の三、二
 四五、二四七、字小谷奥二五四、二五八、字牛谷二七七、二七八、字湯
 ノ谷三〇六から三一三まで、大字木原字岩谷二六三の二、二六三の四、
 二六四の一、大字口字波字ヲコイ谷四七四、四七五、字佐治ケ谷五一九、
 字屋根屋谷五二六の二、五二七から五三二まで、字合郎谷五三六から五
 四〇まで、字坂ノ谷五四一、五四一の一、五四二から五四七まで、字大
 ケ谷五四八、五五〇、五五一、五五二の一から五五二の三まで、五五四、
 字金畑七一八、字中ケ谷七五五、大字波多字ダイノナル六五八の一、六
 五八の二、大字惣地字中ノ谷高木五七四、五七五、五七五の一、五七六
 の一、五七七から五八一まで、五八一の一、五八二から五八八まで、五
 八九の一から五八九の三まで、五九〇から五九五まで、六〇二、六〇三
 の一、六〇三の二、六〇四から六一四まで、六一六、六一七、六二三か
 ら六二六まで、六二八から六三一まで、六三三、字大谷六四〇の一、六
 四一の一、六四二の一、六四二の二、六四三の一、六四四、字ケブ谷六
 五一から六五五まで

二 指定の目的

水源のかん養
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

八東郡八東町大字岩淵字後山四〇〇から四〇二まで、大字茂田字イロ谷四一一の次一、四一一の二、四一一の三、四一一の七、字片平四一三、大字柿原字徳道畑六〇六から六一八まで、字ハチガス谷六一九から六二二まで、六二四の一、六二四の二、六二五、六二六、字ウズギ六二七から六三三まで、字馬頭東平六三四、六三五の一から六三五の三二まで、字馬頭奥六三六の一、六三六の三から六三六の三一まで、字馬頭西平六

三七の二から六三七の二八まで、字三尺六三八から六四二まで、字サカ
 落シ六四三から六四六まで、字三本杉六四七から六五七まで、字木地屋敷
 平六五八から六六三まで、六六四の一から六六四の二一まで、六六五から
 六六七まで、字本谷六六八から六七〇まで、字東谷六七一の一から六七
 一の二九まで、字本谷西平六七二、六七三、字炭釜六七四、六七五、六
 七六の二から六七六の九まで、六七七、字白ドコ六七八から六八〇まで、
 字倉懸ヶ六八八、字赤倉東平六八九から六九一まで、字谷頭六九二から
 七〇三まで、字赤倉西平七〇四から七〇七まで、字イツカミ上平七三一
 から七三八まで、字イツカミ下平七三九から七四二まで、大字皆原字ホ
 ンザコ五九四、字奥長谷五九五、字サカ畑五九六、字クモハラ五九七、
 字小屋場五九八、字仏谷五九九、字スンカ谷六〇〇、字ハナ戸ノ崎六〇
 一、字若林六〇二、大字茂谷字出合山二九六から三〇四まで、字谷山三
 〇五から三一四まで、字小谷三一五、三一六、三一六の一、三一六の二、
 三二七から三三二まで、三三二の一、三三三から三三五まで、字椎木谷
 三三七、三三七の一、三三八の一、三三八の二、三三九から三四三まで、
 三四三の一、三四四から三六二まで、三六二の一、三六三から三六五ま
 で、字萱野三六六、三六七、三六八の一から三六八の三まで、三六九か
 ら三八〇まで、字白岩三八一、三八二の一から三八二の七まで、三八三
 から四〇七まで、四〇八の一、四〇八の二、四〇九、四一〇の一、四一
 〇の二、四一一、四一二、四一三の一、四一三の二、四一四、字空山四
 一五から四一七まで、大字清徳字中河原谷二五八から二六二まで、二六
 二の一、二六三の一から二六三の五まで、二六四、二六五、二六五の一、
 二六六から二八九まで、二八九の二、二八九の三、二九〇から二九二ま
 で、二九二の一、二九二の二、二九三、二九四、二九四の一、二九五、

二九六、二九六の一、二九七から三〇四まで、大字奥野字上ミ大鳴三一
 七の一から三一七の八まで、字立道三一八、三一九、三一九の一、三二
 〇の一、三二〇の二、三二一、三二二、三二二の一、三二二の二、三二
 三の二、三二四、三二五、三二五の一、三二六から三三一まで、字下モ
 大鳴三三二から三三五まで、三三六の一から三三六の三まで、三三七、
 三三七の一、三三八、三三八の一、三三九から三四一まで、三四一の一、
 三四二から三四五まで、三四五の一、三四六、三四六の一、字牛尾三四
 七の一から三四七の三まで、三四八から三五二まで、三五二の一、字ノ
 ラ山三五三、三五三の一、三五四から三五八まで、三五八の一、三五八
 の二、三五九、三五九の一、三六〇、三六〇の一、三六一、三六一の一、
 三六二から三六七まで、三六七の一、三六八、三六八の一、三六九、三
 七〇、三七〇の一、三七一、三七一の一、三七二、字大平四〇〇から四
 〇二まで、四〇二の一、四〇三から四一〇まで、四一〇の一、四一一の
 一、四一一の一、四一一の二、四一二の一、四一二の二、四一三、四一
 三の一、四一四から四二五まで、字井ノ口山四二六の一、四二六の二、
 四二七、四二七の一、四二八、四二八の一、四二九、四二九の一、四三
 〇、四三〇の一、四三一から四三三まで、四三三の一、四三四から四三
 六まで、四三六の一、四三七、四三七の一、四三八から四四七まで、字
 桐谷四六三から四六五まで、四六五の一、四六六から四七三まで、字北
 山ノ神四七四の一、四七四の二、四七五から四七八まで、四八〇、四八
 二、字向山五二三、五三二から五三五まで、五三五の一、五三六、五三
 六の一、五三七、字南山ノ神五三八から五四〇まで、五四〇の一、五四
 一から五四三まで、五四六から五六六まで、字牛古屋五六七、五六八の
 一、五六八の二、五六九から五七七まで、字牛コロビ五七八、五七九、

五七九の一、五八〇から五八二まで、五八二の一、五八二の二、五八三、五八三の一、五八四、五八五、五八五の一、五八六、五八七、五八七の一、五八七の次一、五八八から五九五まで、五九五の一、五九六から六〇〇まで、六〇〇の一、六〇一から六一一まで、字足洗場六一二、六一二の一、六一三から六一八まで、字モチネ畑六一九の一から六一九の三まで、字大谷六二〇、六二二の一から六二二の三六まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の五四、二七〇八の五七、二七〇八の五八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百五十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月十五日から用途廃止した。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
"	日野郡日南町生山字ソリ田三九八ノ八番地先から	一三七・六三	道路敷
	三九八ノ七番地先まで		
	三九八ノ八番地先から		
"	三九八ノ七番地先まで	一〇一・〇四	水路敷

鳥取県告示第四百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月十七日から用途廃止した。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方メ ートル)	用途
西伯郡中山町下甲字北出口三六四ノ二番地先から 三六八ノ一番地先まで		九八・一三	道路敷

鳥取県告示第四百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称 鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画公園事業第五号公園なかよし公園及び第十三号公園玄好町公園

三 事業施行期間

(一) 第五号公園なかよし公園 昭和四十五年六月二十三日から

昭和四十六年三月三十一日まで

(二) 第十三号公園玄好町公園 昭和四十五年六月二十三日から

昭和四十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 第五号公園なかよし公園 鳥取市西町二丁目

(二) 第十三号公園玄好町公園 鳥取市玄好町

選挙管理委員会規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部を改正する規則

政党その他の政治団体の政治活動に関する規程(昭和三十年一月鳥取県選挙管理委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二 鳥取県知事選挙における法第二百一条の十第二項の規定による政談演説会の開催の届出は、別記第二号様式の二による届出書を提出してしなければならない。

第二号様式の次に次の一様式を加える。

第二様式之二

政談演説会開催届出書

昭和何年何月何日執行の鳥取県知事選挙の政談演説会を次のとおり開催
いたしたいから届け出ます。

昭和何年何月何日

政治団体名

事務所

右代表者 氏

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏

名 殿 名 印

開催日時	使用する施設の名称	使用する施設の所在地

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年六月二十三日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十五年六月二十五日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和四十六年度小学校教科用図書採択について

(2) その他

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】